

新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市立南湖公民館運営審議会運営要綱（案）

令和4年 月 日

南湖公民館運営審議会決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、茅ヶ崎市立公民館条例施行規則（昭和55年教育委員会規則第1号）第15条の規定に基づき、茅ヶ崎市立南湖公民館運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

（書面会議）

第2条 やむを得ない理由により茅ヶ崎市立公民館条例施行規則第13条に規定する会議を開催できず、審議会の運営に支障をきたすと会長が認めたときは、書面会議の実施をもって会議の開催に代えることができる。

2 会長は、書面会議の実施にあたり、次の各号に掲げる資料を委員に送付しなければならない。

- （1）議事の内容を明らかにした議案書
- （2）議事に対する委員の意見・賛否を明らかにするための表決書
- （3）その他書面会議の実施に必要な資料

3 会長は、委員が表決書を提出する期限を定め、資料の送付にあたり、それを通知しなければならない。

4 書面会議は、前項の期限までに、委員の過半数の表決書が提出されたことをもって成立する。

5 会長は、書面会議の結果を委員に報告する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。